

総務省行政相談センター

まぐみみ茨城

令和元年台風19号による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

令和元年台風19号による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
総務省行政相談センターまぐみみ茨城では、今回の災害に関して、いろいろなお問合せ
や相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する
情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽に
ご利用ください。

- **電話**による相談受付：平日 8：30～17：00

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

- **来所**による相談受付：平日 8：30～17：00

住所：水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎2階
総務省行政相談センターまぐみみ茨城

- **インターネット**による相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- **FAX**による相談受付

029-221-3349

まぐみみ茨城



総務省行政相談センター

総務省 行政相談センターまぐみみ茨城
(茨城行政監視行政相談センター)

〒310-0061

水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎2階

電話：029-221-3347

FAX：029-221-3349

<令和元年台風第19号>災害専用フリーダイヤル開設

関東管区行政評価局では、今回の災害で被害にあわれた方を対象※に、お困りになっていることについてのご相談（り災証明書の発行、各種の支援措置の窓口を知りたい、どこに相談してよいのか分からないなど）を受け付ける専用のフリーダイヤルを開設します。

※対象地域：埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

フリーダイヤル

0120-989-576（通話料無料）

※11月15日（金）までの専用回線です。

（注） 受付時間は平日の8時30分から17時30分まで。

受付時間外は留守番電話対応。

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年11月8日時点の情報で作成しております。各機関等における支援策等については、随時、追加・変更してまいります。

最新の情報は、総務省行政相談センターきくみみ茨城（茨城行政監視行政相談センター）ホームページ（下記URL参照）の「【特設情報】〈令和元年台風19号による災害に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL：<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/ibaraki.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の台風19号による災害においては、茨城県内の30市町が適用を受けています。

【災害救助法適用市町村（24市6町）】（50音順）

石岡市、茨城町、大洗町、笠間市、かすみがうら市、神栖市、北茨城市、古河市、境町、桜川市、下妻市、常総市、城里町、大子町、高萩市、筑西市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、那珂市、坂東市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市、鉾田市、水戸市、守谷市、八千代町、結城市

【特定非常災害の指定】

令和元年台風第19号による災害が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。

- ① 運転免許のような許認可等について、存続期間（有効期間）が最長で令和2年3月31日（火）まで延長されます。

令和元年10月10日（木）以後に満了する許認可等が対象です。対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。

- ② 事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定されます（令和2年1月31日（金）までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。）。

上記のほか、③法人に係る破産手続開始の決定が留保、④相続放棄等の熟慮期間の延長、⑤民事調停の申立手数料の免除の措置が講じられます（⑤の詳細は、最寄りの裁判所にお尋ねください。）。

<総務省特設ページ>

http://www.soumu.go.jp/r01_tai_fudai19gokanren_joho/hisai.html



目 次



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 5)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 6)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 7)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 8)
- 5 被災者生活再建支援法に基づく支援金 (P. 8)



お金のこと

- 6 災害弔慰金等の支給 (P. 9)
- 7 災害援護資金の貸付 (P. 9)
- 8 生活福祉資金の貸付 (P. 9)
- 9 住宅の建設、補修等の融資 (P. 10)
- 10 住宅ローンの返済 (P. 10)
- 11 雇用保険失業給付の支給等 (P. 10)



役所の手続きのこと

- 12 国税の特別措置 (P. 12)
- 13 県税の特別措置 (P. 13)
- 14 市町村税の特別措置 (P. 14)
- 15 公共料金の減免措置等 (P. 14)
- 16 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 15)
- 17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 17)
- 18 運転免許証を紛失した場合 (P. 17)
- 19 自動車に被害を受けた場合 (P. 18)
- 20 自動車検査証等の有効期間の延長 (P. 18)



民間の手続きのこと

- 21 生命保険の契約内容 (P. 20)
- 22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 20)
- 23 法律相談等の窓口 (P. 20)



医療・健康のこと

- 24 医療機関の受診、介護保険サービス等の利用 (P. 21)
- 25 こころの悩みに関する相談 (P. 22)



教育のこと

- 26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 23)
- 27 大学入学者選抜における入学検定料免除の特別措置 (P. 23)



事業者の方へ

- 28 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 24)
- 29 農林漁業関係の災害復興の融資、農林漁業者を対象とした相談窓口 (P. 25)



そのほかの情報

- 30 災害ボランティア (P. 27)
- 31 がいこくじん かた そうだんまどぐち
外国人の方の相談窓口 (P. 27)



1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村等の「り災証明書」の窓口は、現在のところ、以下のとおりです。（店舗、農業関係については、直接、市町村の窓口にお問い合わせください。）。

(50音順)

市 町	部 署	電 話
石岡市	防災対策課	0 2 9 9 - 2 3 - 7 2 8 4
茨城町	税務課	0 2 9 - 2 9 2 - 1 1 1 1 (代表)
大洗町	税務課	0 2 9 - 2 6 7 - 5 1 1 1 (代表)
笠間市	総務課危機管理室	0 2 9 6 - 7 7 - 1 1 0 1 (代表)
かすみがうら市	総務課	0 2 9 9 - 5 9 - 2 1 1 1
神栖市	課税課	0 2 9 9 - 9 0 - 1 1 3 5
北茨城市	税務課	0 2 9 3 - 4 3 - 1 1 1 2
古河市	消防防災課	0 2 8 0 - 9 2 - 3 1 1 1
境町	税務課	0 2 8 0 - 8 1 - 1 3 0 2
桜川市	岩瀬庁舎総合窓口課	0 2 9 6 - 7 5 - 3 1 2 4
	大和庁舎総合窓口課	0 2 9 6 - 5 8 - 5 6 2 7
	真壁庁舎総合窓口課	0 2 9 6 - 5 5 - 1 1 5 4
下妻市	税務課	0 2 9 6 - 4 3 - 8 1 9 3
常総市	税務課	0 2 9 7 - 2 3 - 2 1 1 1
城里町	町民課	0 2 9 - 2 8 8 - 3 1 1 1 (代表)
大子町	税務課	0 2 9 5 - 7 2 - 1 1 1 6
高萩市	消防本部予防課	0 2 9 3 - 2 2 - 0 1 1 9
筑西市	課税課資産税G	0 2 9 6 - 2 2 - 0 5 2 7

市 町	部 署	電 話
つくば市	納税課	029-883-1111 (代表)
つくばみらい市	防災課	0297-58-2111 (代表)
土浦市	課税課家屋係	029-826-1111 (内2388・2260・2337)
那珂市	防災課	029-298-1111 (代表)
坂東市	交通防災課	0297-35-2121
日立市	市民課	050-5528-5050
常陸太田市	収納課管理係	0294-72-3111 (内206・244)
常陸大宮市	都市計画課	0295-52-1111 (代表)
ひたちなか市	市民課	029-273-0111 (内1175)
	那珂湊支所	029-273-0111 (内279)
鉾田市	総務課危機管理室	0291-36-7145
水戸市	市民課	029-232-9156
守谷市	交通防災課	0297-45-2389
八千代町	税務課	0296-48-1111 (代表)
結城市	税務課	0296-34-0412

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供している場合があります。

詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

県、市町	問合せ先等
茨城県	茨城県住宅管理センター 029-226-3603
	茨城県土木部都市局住宅課 029-301-4750
水戸市	住宅政策課 029-232-9200
常陸太田市	建築住宅課市営住宅係 0294-72-3111
常陸大宮市	都市計画課 住宅・営繕G 0295-52-1111

県、市町	問合せ先等	
ひたちなか市	建設部住宅課住宅係	029-273-0111(代表) (内6212・6213)
大子町	建設課(町営住宅担当)	0295-72-2611

【民間賃貸住宅の借り上げ(みなし仮設住宅)】

- ◆ 住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、民間住宅を借り上げて無償で提供するものです。
- ◆ 詳しくは被災時にお住まいの市町村の窓口へお問い合わせください。

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が一部損壊（準半壊）又は半壊もしくは大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 一世帯当たり59万5千円（一部損壊（準半壊）の場合は30万円）が限度額です。
- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ① 台風により「半壊」もしくは「一部損壊（準半壊）」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は「大規模半壊」の住家被害を受けた方
 - ・ 「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ③ 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0570-016-100（IP電話からの場合は、03-3556-5147）（平日10時から17時まで対応）にお問い合わせください。

〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！

- ◆ 大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

- ・ 消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）
- ・ 住まいるダイヤル：0570-016-100

5 被災者生活再建支援法に基づく支援金

- ◆ 今回、被災者生活再建支援法が適用された県内全域において、①住宅が全壊した世帯、②住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯及び③住宅が大規模半壊した世帯には、生活再建のための支援金が支給されます。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



6 災害弔慰金等の支給

- ◆ 今回の災害によりお亡くなりになられた方の遺族に対して災害弔慰金が、精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。また、重傷を負った方などに市町村が独自に見舞金を支給する場合があります。
詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

7 災害援護資金の貸付

- ◆ 台風により、世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

8 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の

補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。

- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

9 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
 - ・ 住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル：0120-086-353
(通話料無料、受付時間：9時～17時(祝日、年末年始を除く))
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

10 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時)。

11 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。

- ◆ 台風により茨城県内の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます（一定の要件があります）。
- ◆ 詳細は、茨城労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー（029-277-8295）、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

ハローワーク	電話番号	管轄区域
水戸	029-231-6221	水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
笠間	0296-72-0252	笠間市
日立	0294-21-6441	日立市
筑西	0296-22-2188	筑西市、結城市、桜川市
下妻	0296-43-3737	下妻市、八千代町
土浦	029-822-5124	土浦市、つくば市、かすみがうら市、阿見町
古河	0280-32-0461	古河市、境町、五霞町
常総	0297-22-8609	常総市、守谷市、坂東市、つくばみらい市
石岡	0299-26-8141	石岡市、小美玉市
常陸大宮	0295-52-3185	常陸太田市、常陸大宮市、太子町
龍ヶ崎	0297-60-2727	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町、美浦村
高萩	0293-22-2549	高萩市、北茨城市
常陸鹿嶋	0299-83-2318	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市



役所の手続きのこと

1 2 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
潮来税務署	0299-66-6931	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
太田税務署	0294-72-2171	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡
古河税務署	0280-32-4161	古河市、坂東市、猿島郡
下館税務署	0296-24-2121	筑西市、結城市、下妻市、常総市、桜川市、結城郡
土浦税務署	029-822-1100	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市
日立税務署	0294-21-6346	日立市、高萩市、北茨城市
水戸税務署	029-231-4211	水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡
竜ヶ崎税務署	0297-66-1303	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、稲敷郡、北相馬郡

1 3 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	税目等	管轄区域
水戸県税事務所	029-221-6605	徴収の猶予、自動車税（種別割）	水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡
	029-221-6768	徴収の猶予	
	029-221-4800	個人事業税	
	029-221-4820	不動産取得税	
常陸太田県税事務所	0294-80-3314	徴収の猶予、自動車税（種別割）	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡、日立市、高萩市、北茨城市※
	0294-80-3316	徴収の猶予	
	0294-80-3311	個人事業税	
	0294-80-3312	不動産取得税	
常陸太田県税事務所高萩支所	0293-22-2019	個人事業税	日立市、高萩市、北茨城市
行方県税事務所	0299-72-0772	徴収の猶予	鹿嶋市、潮来市、行方市、神栖市、鉾田市
	0299-72-0482	徴収の猶予、自動車税（種別割）	
	0299-72-0483	個人事業税	
	0299-72-0773	不動産取得税	
土浦県税事務所	029-822-7205	徴収の猶予、自動車税（種別割）	土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、稲敷郡、北相馬郡※
	029-822-7208	徴収の猶予	
	029-822-7212	個人事業税	
	029-822-7216	不動産取得税	
土浦県税事務所稲敷支所	029-892-6111	個人事業税	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、稲敷郡、北相馬郡
筑西県税事務所	0296-24-9157	徴収の猶予	結城市、下妻市、常総市、筑西市、桜川市、結城郡、古河市、坂東市、猿島郡※
	0296-24-9190	徴収の猶予、自動車税（種別割）	
	0296-24-9192	個人事業税	
	0296-24-9197	不動産取得税	

名称	電話番号	税目等	管轄区域
筑西県税事務所 境支所	0280-87-1120	個人事業税	古河市、坂東市、猿島郡
水戸県税事務所 自動車税分室	029-247-1297	自動車税（環境性 能割）	水戸市、日立市、常陸太 田市、高萩市、北茨城 市、笠間市、ひたちなか 市、鹿嶋市、潮来市、常 陸大宮市、那珂市、神栖 市、行方市、鉾田市、小 美玉市、東茨城郡、那珂 郡、久慈郡
土浦県税事務所 自動車税分室	029-842-7812	自動車税（環境性 能割）	土浦市、古河市、石岡 市、結城市、龍ヶ崎市、 下妻市、取手市、牛久 市、つくば市、守谷市、 稲敷市、坂東市、筑西 市、かすみがうら市、桜 川市、常総市、つくばみ らい市、稲敷郡、結城 郡、猿島郡、北相馬郡

※ 個人事業税については、支所の管轄範囲を除きます。

1 4 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、固定資産税、市町村税・県民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

1 5 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
- また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、

手続方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。
- ◆ N H Kでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた場合、申出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。
詳しくは、N H K（0570-077-077（9：00～20：00）ご利用になれない場合、050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。

16 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構（ねんきんダイヤル：0570-05-1165）にお問い合わせください。
- ◆ 最寄りの年金事務所又は市町村の国民年金担当窓口にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
水戸南年金事務所	029-227-3278	水戸市（赤尾関町、秋成町、坏大野、朝日町、有賀町、飯島町、牛伏町、内原町、内原一丁目、内原二丁目、大串町、大足町、大場町、小原町、笠原町、萱場町、川又町、瓦谷、河和田一丁目、河和田二丁目、河和田三丁目、河和田町、栗崎町、黒磯町、けやき台一丁目、けやき台二丁目、けやき台三丁目、小泉町、鯉淵町、小林町、小吹町、五平町、紺屋町、酒門町、柵町一丁目、柵町二丁目、柵町三丁目、桜川一丁目、桜川二丁目、塩崎町、渋井町、島田	笠間市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡	茨城県

名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
		町、下入野町、下大野町、下野町、城南一丁目、城南二丁目、城南三丁目、白梅一丁目、白梅二丁目、白梅三丁目、白梅四丁目、杉崎町、住吉町、千波町、高田町、田島町、中央一丁目、中央二丁目、筑地町、東野町、東前町、東前二丁目、東前三丁目、常磐町、中大野、中原町、西大野、浜田一丁目、浜田二丁目、浜田町、東大野、東桜川、東台一丁目、東台二丁目、姫子一丁目、姫子二丁目、平須町、平戸町、藤柄町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、見川一丁目、見川二丁目、見川三丁目、見川四丁目、見川五丁目、見川町、三野輪町、宮内町、三湯町、見和一丁目、見和二丁目、見和三丁目、元石川町、元台町、元吉田町、森戸町、谷田町、柳町一丁目、柳町二丁目、百合が丘町、吉沢町、吉田、吉沼町、米沢町及び六反田町)、笠間市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡		
水戸北年金事務所	029-231-2283	水戸市(水戸南年金事務所管内の地域を除く。)、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡	水戸市、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、那珂郡、久慈郡	-
土浦年金事務所	029-825-1170	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡	同左	-
下館年金事務所	0296-25-0829	筑西市、古河市、結城市、下妻市、坂東市、桜川市、常総市、結城郡、猿島郡	同左	-
日立年金事務所	0294-24-2194	日立市、高萩市、北茨城市	同左	-

17 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
水戸地方法務局	029-227-9911	水戸市、那珂市、ひたちなか市、笠間市、東茨城郡茨城町、城里町、大洗町、那珂郡東海村
日立支局	0294-21-2253	日立市、高萩市、北茨城市
常陸太田支局	0294-73-0221	常陸太田市、常陸大宮市、久慈郡太子町
土浦支局	029-821-0783	土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村
つくば出張所	029-851-8186	つくば市
龍ヶ崎支局	0297-62-0225	龍ヶ崎市、稲敷市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
取手出張所	0297-83-0057	取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市
鹿嶋支局	0299-83-6000	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
下妻支局	0296-43-3935	古河市、下妻市、常総市、坂東市、結城郡八千代町、猿島郡境町、五霞町
筑西出張所	0296-22-3495	結城市、筑西市、桜川市

18 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 詳しくは、茨城県警察運転免許センター（029-293-8811）にお問い合わせください。

19 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、被災した自動車の減免、被災により運行できない自動車の課税除外措置等を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にご相談ください。
 - ※ 県税事務所の連絡先等につきましては、P.13「12 県税の特別措置」の表を参照ください。

20 自動車検査証等の有効期間の延長

- ◆ 関東運輸局では、台風19号の被害に伴い、以下の市町に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から11月14日までのものを11月15日まで延長します。

対象地域：

（茨城運輸支局管轄）

水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、神栖市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、久慈郡太子町、鉾田市、東茨城郡大洗町

（土浦自動車検査登録事務所管轄）

土浦市、石岡市、結城市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、古河市、下妻市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町
- ◆ 上記の対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から10月26日までのものを11月15日まで延長します。
- ◆ 上記の対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から10月25日までのものを11月15日まで延長します。

- ◆ 詳しくは、関東運輸局自動車技術安全部の以下の窓口にお問合せください。

内容	担当課	電話番号
自動車検査証、限定検査証関係	技術課	045-211-7255
保安基準適合証関係	整備課	045-211-7254



民間の手続きのこと

2 1 生命保険の契約内容

- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ 生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」
フリーダイヤル0120-001731
 - ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル0120-552-950

2 2 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。
 - ・ 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
 - ・ ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420
 - ・ 金融庁相談ダイヤル 0120-156811（IP電話からは03-5251-6813）

2 3 法律相談等の窓口

- ◆ 茨城県弁護士会では、台風19号に関する無料法律相談を開始しました。
台風19号被害110番（臨時無料電話相談）：029-232-1227
（平日13:00～15:00）
 - ※ 専用ダイヤル開設期間は令和元年10月23日（水）から11月29日（金）までです。詳しくは茨城県弁護士会（029-221-3501）にお問い合わせください。



24 医療機関の受診 介護保険サービス等の利用

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

<対象保険者>

[茨城県]

水戸市、日立市、土浦市、古河市（※）、石岡市、結城市、下妻市（※）、常陸太田市、高萩市、北茨城市、茨城町、那珂市、常陸大宮市、大子町、神栖市、八千代町（☆）、守谷市、つくば市、ひたちなか市、城里町、筑西市（☆）、桜川市、鉾田市（※）、笠間市、茨城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ

（☆）介護保険のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- （注）1 この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせください。
- 2 この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

3 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

4 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- ◆ 被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせください。

25 こころの悩みに関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みに関する相談を電話でお受けしています。

- ・ いばらきこころのホットライン（県精神保健福祉センター）

- 029-244-0556（平日）

- 0120-236-556（土日）

- （時間）9:00～12:00、13:00～16:00

- ・ 子どもホットライン（18歳まで対象）

- 029-221-8181 24時間



26 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、現在在学している学校を通じて申し込みください。
また、奨学金返還に関する相談は、奨学金相談センター（0570-666-301）にお問い合わせください。
- ◆ 災害により学生本人が居住する住宅に半壊以上等（床上浸水を含む）の被害を受けた方に対して、JASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課JASSO支援金担当（03-6743-6011）にお問い合わせください。

27 大学入学者選抜における入学検定料免除の特別措置

- ◆ 茨城大学では、被災者の経済的負担を軽減し、志願者の受験機会の確保を図るために、茨城大学の2020年度入学者選抜試験における検定料免除の特別措置を実施しています。
申請の条件や申請方法等については、茨城大学学務部入学課（029-228-8064・8066）にお問合せください。



事業者の方へ

28 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

水戸支店国民生活事業	029-221-7137
水戸支店中小企業事業	029-231-4246
日立支店国民生活事業	0294-24-2451
土浦支店国民生活事業	029-822-4141

【茨城県信用保証協会】 総務部 総務課 029-224-7811

【商工組合中央金庫】 水戸支店 029-225-5151

【商工会議所】

水戸	029-224-3315	土浦	029-822-0391
日立	0294-22-0128	石岡	0299-22-4181
下館	0296-22-4596	結城	0296-33-3118
ひたちなか	029-273-1371		

【茨城県商工会連合会】 029-224-2635

【茨城県中小企業団体中央会】 029-224-8030

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321

【中小企業庁】 茨城県よろず支援拠点 029-224-5339

【茨城県】

- ・ 経営に関すること 029-301-3550 (中小企業課経営支援室)
- ・ 融資に関すること 029-301-3530 (産業政策課金融 G)
- ・ 製造業の技術的な相談 029-301-3579 (技術革新課技術革新 G)
029-293-7213 (産業技術イノベーションセンター)

29 農林漁業関係の災害復興の融資 農林漁業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

日本政策金融公庫 水戸支店（農林水産事業）	029-232-3623
日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部	0120-926478
農林中央金庫 関東業務部	03-5220-9661

- ◆ 茨城県では、被災された農林業者を対象に復旧に向けた支援のための相談窓口を開設しています。詳しくは、以下の相談窓口にお問い合わせください。

機関名	問合せ先	所管区域
県北農林事務所	0294-80-3301（企画調整部門）	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
	0294-80-3340（経営・普及部門）	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市
	0295-53-0016（常陸大宮地域農業改良普及センター）	常陸大宮市、大子町
県央農林事務所	029-221-3034（企画調整部門）	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村、笠間市、城里町
	029-227-1521（経営・普及部門）	水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村
	0296-72-0701（笠間地域農業改良普及センター）	笠間市、城里町
鹿行農林事務所	0291-33-6285（企画調整部門）	鹿嶋市、神栖市、鉾田市、潮来市、行方市
	0291-33-6193（経営・普及部門）	鹿嶋市、神栖市、鉾田市
	0299-72-0256（行方地域農業改良普及センター）	潮来市、行方市

機関名	問合せ先	所管区域
県南農林事務所	029-822-7083（企画調整部門）	土浦市、石岡市、かすみがうら市、取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町
	029-822-8517（経営・普及部門）	土浦市、石岡市、かすみがうら市
	029-892-2934（稲敷地域農業改良普及センター）	龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町
	029-836-1109（つくば地域農業改良普及センター）	取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、利根町
県西農林事務所	0296-24-9164（企画調整部門）	下妻市、筑西市、桜川市、結城市、常総市、八千代町、古河市、坂東市、五霞町、境町
	0296-24-9206（経営・普及部門）	下妻市、筑西市、桜川市
	0296-48-0184（結城地域農業改良普及センター）	結城市、常総市、八千代町
	0297-34-2134（坂東地域農業改良普及センター）	古河市、坂東市、五霞町、境町



30 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。市町村によって、ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

- ◆ 現在開設中の災害ボランティアセンター等一覧

市町	ボランティアによる支援の依頼窓口	問合せ先
水戸市	水戸市災害ボランティアセンター	ボランティア支援を受けたい方 → 050-3644-3081 ボランティア活動をしたい方 → 050-3644-9251
常陸大宮市	常陸大宮市災害ボランティアセンター	0295-53-1125
太子町	太子町災害ボランティアセンター	0295-72-2005

31 外国人の方の相談窓口

- ◆ 外国人相談センターでは、外国人の皆さんの生活についての相談を受けています。

電話番号： 029-244-3811

時間： 8:30~12:00、13:00~17:00

平日

(土曜日・日曜日・休日は相談を受けていません。)